

実施要領（一般廃棄物収集運搬処理）

1 業務内容

(1) 収集運搬処理内容

大学内から排出される一般廃棄物及び再生処理可能廃棄物（以下、「廃棄物」という。）をそれぞれ適切な施設へ搬出・処分を行うため、本業務を実施する。一般廃棄物及びその他再生処理可能な廃棄物を受託者は、廃棄物の種類に従って適切に処理するものとする。

① 一般廃棄物（ア～イ）及び再生処理可能廃棄物（③～⑦）の種類及び見込数量等

区 分	年間排出量	1回の数量	比 率
ア 可燃ごみ（再生できない紙くず、木くず、生ごみなど）	H28実績：約 28,900kg	H28実績：約 1,520kg	63%
イ 不燃ごみ（プラスチック、ビニール類、ゴム製など、金属混合可能性あり。）	H29実績：約 29,600kg H30実績：約 29,500kg	H29実績：約 1,750kg H30実績：約 1,640kg	20%
ウ 金属類（空き缶等）			6%
エ ビン類及びガラス類	H28実績：約 6,500kg	H28実績：約 340kg	3%
オ ペットボトル	H29実績：約 6,000kg	H29実績：約 350kg	7%
カ 発泡スチロール類	H30実績：約 6,400kg	H30実績：約 360kg	1%未満
キ 布類			1%未満

※ 比率は総排出量に対するものを示す。

② 収集処分の予定回数

年間予定回数：25回

（1～3回／月、一般廃棄物及び再生処理可能廃棄物を同一日搬出とする。）

(2) 業務実施方法

① 集積方法

ア 大学は、別紙1の構内配置図に示す場所へ、(1)の①示す区分に従って廃棄物を分別して搬出できるように集積を行う。

イ 大学は、可燃ごみ及び不燃ごみは、広島市事業ごみ指定袋（70ℓと45ℓ）にそれぞれ袋詰めし、その他の金属類やビン類などは専用のカゴに分別を行う。

② 収集処分方法等

ア 大学は、廃棄物の集積状況にもとづき適切な時期に、受託者へ廃棄物の収集依頼を行う。

イ 受託者は、大学と協議の上で決定した収集日に、廃棄物の収集を行う。

ウ 受託者は、適切な処理施設へ搬入処分又は資源化能力を有する処理場へ搬入する。

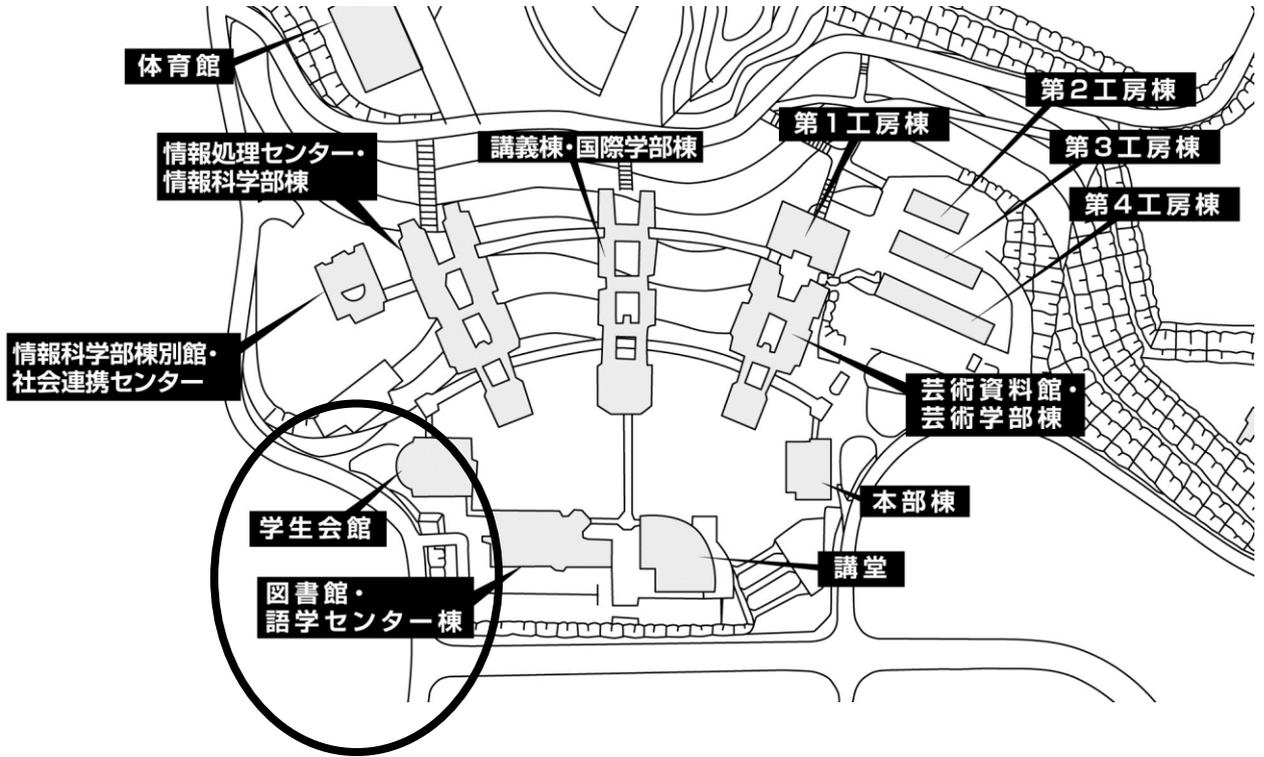
エ 受託者は、毎月、大学に収集処分回数、品目ごとの重量（kgに換算）等を報告する。

6 注意事項

(1) 廃棄物の収集にあたっては、大学の指示に従うものとする。

(2) この仕様書にない大型ごみ、有害ごみの処分は、大学が別途発注する。

別紙 1 構内配置図



(拡大)



(車両進入経路)